

議案第 3 3 号

おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年おいらせ町条例第 3 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 3 月 3 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律 27 号）第 9 条第 2 項及び法第 19 条第 9 号に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し条例で定める事務について、追加するため提案するものである。

おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年おいらせ町条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

5 町長	おいらせ町地域生活支援事業実施要綱（平成19年おいらせ町告示第84号）に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	おいらせ町小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年おいらせ町告示第70号）に関する事務であって規則で定めるもの
7 町長	おいらせ町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（平成26年おいらせ町告示第24号）に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

5 町長	おいらせ町地域生活支援事業実施要綱（平成19年おいらせ町告示第84号）に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報
6 町長	おいらせ町小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年おいらせ町告示第70号）に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報
7 町長	おいらせ町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（平成26年おいらせ町告示第24号）に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。